

飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年9月25日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第28号

飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

飯塚市支所及び出張所設置条例(平成18年飯塚市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
飯塚市支所設置条例 (設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため支所を設置する。 (名称、位置及び所管区域) 第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			飯塚市支所 <u>及び出張所</u> 設置条例 (設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため支所 <u>及び出張所</u> を設置する。 (名称、位置及び所管区域) 第2条 支所 <u>及び出張所</u> の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
飯塚市颯田支所	飯塚市鹿毛馬2333番地4	勢田、鹿毛馬、佐與、口原	飯塚市颯田支所	飯塚市鹿毛馬2333番地4	勢田、鹿毛馬、佐與、口原
			飯塚市二瀬出張所	飯塚市横田809番地	横田、相田、伊岐須、伊川、川津
			飯塚市幸袋出張所	飯塚市目尾1020番地1	庄司、吉北、目尾、柳橋、津島、中、幸袋
			飯塚市鎮西出張所	飯塚市大日寺141番地	潤野、明星寺、花瀬、大日寺、

			所		八木山、蓮台寺、建花寺
			飯塚市鯰田出張所	飯塚市鯰田1358番地1	鯰田
			所		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。